

○笛吹市国際大会等出場報奨金交付規程

平成18年1月18日

教育委員会訓令第1号

改正 平成24年3月14日教委訓令第2号

(目的)

第1条 各種国際大会等への出場を積極的に推進することにより、出場選手の競技環境及び資質の向上を図り、もって本市の文化・スポーツ振興に寄与することを期し、大会出場者に対して報奨金を交付するものとする。

(対象者)

第2条 対象者は、第3条に掲げる大会等に、中央競技組織の推薦に基づき、日本を代表して各種国際大会に出場する者で、次に掲げる条件を満たした者であって市長が認めた者とする。

- (1) 笛吹市に住民登録をしている者で、人格識見に優れている者。ただし、就学のため住民登録をしている者については、オリンピック等に出場する場合に限る。
- (2) 笛吹市出身者で、就学等のため現に住所を有していないが、親等が市に在住し、住民登録されている者。

(大会・報奨金)

第3条 報奨金の交付対象となる大会及び報奨金の額は次のとおりとする。

	大会規模	報奨金	備考
文化	世界大会	100,000円	ピアノ・バレーコンクール等
	アジア大会	50,000円	
スポーツ	オリンピック等	500,000円	就学のため住民登録をしている者、監督・コーチは50,000円
	世界大会	100,000円	
	アジア大会	50,000円	

(報奨金の交付の制限)

第4条 報奨金の交付は、1選手又は1団体につき同一年度内において2回を限度とする。

(交付申請書等の提出)

第5条 報奨金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、第3条に規定する大会等の開催日の14日前までに、国際大会等出場報奨金交付申請書(別記様式。以下「申請

書」という。)を市長に提出するものとする。ただし、当該事項について、資料及び情報等により確認することができる場合はこの限りでない。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったとき又は当該事項について確認したときは、交付の可否を決定し、申請者等に通知するものとする。

(報奨金の返還)

第7条 報奨金の交付を不正な方法によって受けた場合には、市長は報奨金を返還させることができる。

(その他)

第8条 親善大会は除くものとするが、適否不明の場合は、教育委員会が審査の上、市長の承認を得るものとする。

附 則

この訓令は、平成18年1月18日から施行する。

附 則(平成24年3月14日教委訓令第2号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。